

人権センターだより

Vol. 122



第1回ふれあい人権講座 「子どもの人権」

「子どもの人権について」

〜今どきの社会と環境〜

講師 元 米子児童相談所所長
現 米子市子ども相談課

山澤 重美さん

今回第1回開催にあたり、丸山副町長がこの講座が、いろんな人権についてお話を聴き、自分の考えを話すきっかけになったり、自分と違った考えを聴く学びの場になれば、とあいさつしました。

「子どもへの虐待」は次の世代に引き継がれる恐れがあります。家庭という閉鎖的な中で、暴力が容認されていた世代は「ダメなことはダメ」と言えばいいが、逆らうと親から手が出る、足が出る、閉鎖性も要因になって、子どもに悪影響を及ぼしています。自分も親に叩かれて育った人は、世代間の連鎖を断ち切



れないところがあります。家の習慣の世代間の連鎖もあります。良いことは継承していかないといけないが、悪いものはどこかで断ち切らないといけない。誰かが水を差して、関わっていかないと断ち切ることはできない。法律で、関わりを持っていかないといけないところもあります。地域の方々が見守る中で、研修会を重ね、対応のトレーニングを受けてもらい、実践されることが望ましいと話されました。

児童虐待には4つの種類画あります。

身体的虐待は、児童の身体に外傷が生じる恐れのある暴力を加えること。顔に痣があったり、足をけられたり、最近は見えないところにも外傷があります。

性的虐待は、児童にわいせつな行為をすること、またはさせること。発見した時点では深く聞くことはせず、要保護児童対策地域協議会に連絡して児童相談所にすぐに行くことです。

ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、保護者としての監護を怠ること。今は、教育ネグレクト、医療ネグレクトがあります。教育はいろんな事情があっても義務教育は保障しないといけません。子どもの意思に反して登校させない親がいます。これからは、いろんな機関と連携を取っていくことが大切です。医療ネグレクトは、重大な病気になっても病院に連れていけないことです。

心理的虐待とは、児童に著しく心理的外傷を与える言動を行うこと。心を傷つけることを繰り返す。他の兄弟と著しく差別的な扱いをすることです。4つの種類の児童虐待があることを知っておいてくださいと話されました。

第2回ふれあい人権講座 のお知らせ

「インターネット上における差別・人権侵害」

倉吉市人権政策課

下吉 真一さん

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。しかしインターネット上の人権侵害は拡大する一方です。

その中に部落差別を著しく助長するものが数多く存在しています。人権を尊重する団体が国に制定を求めている「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」についてもお話しして頂きます。

日時 5月14日(火) 18時30分〜20時

会場 町人権センター

お問い合わせ

人権センター

TEL 821-0076

5月の人権相談・行政相談のご案内

日常生活の困りごと、人権問題、行政に関することなど相談に応じております。相談内容について、秘密は固く守られます。無料ですので、どうぞお気軽に相談下さい。

日時 5月10日(金) 9時〜12時

場所 子育て支援センター

お問い合わせ

人権センター内

TEL 821-0076

